

## 松江市総合事業通所型サービスB実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年松江市告示第434号)の規定に基づき、松江市(以下「市」という。)が実施する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)における通所型サービスBについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 通所型サービスBとは、地域住民が主体となり、次項に定める事業対象者を含む住民を対象に介護予防に資する活動を行う通所型の事業をいう。

2 事業対象者とは、次の各号に掲げるいずれかの者であって、地域包括支援センターのケアマネジメントにより通所型サービスBの利用の必要性を認められた市内に住所を有する者をいう。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第4項に定める要支援者

(2) 65歳以上の者であって、地域支援事業の実施について(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)別紙の地域支援事業実施要綱に定める事業対象者である者

(実施団体登録申請)

第3条 通所型サービスBを実施しようとする団体(以下「実施希望団体」という。)は、通所型サービスB実施団体登録申請書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)、通所型サービスB事業計画書(様式第3号)、団体役員名簿(氏名、住所及び生年月日を記載したもの。役員の数3人以上とする。)及び団体の規約を添付し、松江市長(以下「市長」という。)に提出する。

2 登録団体数は、原則1会場につき1団体とする。

3 実施希望団体は、通所型サービスB実施団体登録申請について、会場のある地域の自治会等と事前に調整するものとする。

(実施団体登録)

第4条 市長は、実施希望団体の代表者から前条に定める申請があったときは、提出書類の内容を審査し、適当と認められる場合は、通所型サービスB実施団体(以下「実施団体」という。)として登録(以下「実施団体登録」という。)し、実施団体登録通知書(様式第4号)により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、実施団体として適当でないと認める場合は、当該団体に実施団体登録不承認通知書(様式第5号)により通知する。

(実施団体登録要件)

第5条 実施団体として登録できる団体は次の各号いずれかに該当する団体とする。

(1) 町内会、自治会及び町内会や自治会の組織内の団体

- (2) 地区社会福祉協議会に所属する団体
  - (3) 松江市市民活動センター登録団体
  - (4) 特定非営利活動法人
  - (5) ボランティア団体及び住民のボランティア活動を支援する団体
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
- 2 実施希望団体又は実施希望団体に関わる者が次のいずれかに該当する場合は登録しない。

- (1) 暴力団である場合
- (2) 通所型サービスBの実施に携わる者及び実施希望団体のその他の活動に暴力団員等(暴力団及び暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者がある場合
- (3) 通所型サービスBの実施において、宗教活動や政治活動を行う団体である場合(実施内容)

第6条 通所型サービスBの実施にあたっては、次の要件を満たすものとする。

- (1) 事業対象者の心身の状態の維持改善を目的とした内容であること。
  - (2) 1か月に1回以上実施すること。
  - (3) 1回あたりの実施時間は概ね2時間とすること。
  - (4) 実施にあたり、毎回、松江市ヘルスボランティア協議会登録団体が実施する体操、または「元気長持ちまめまめ体操」等介護予防に資する体操を実施すること。
  - (5) 前号の実施にあつては、外部講師を積極的に活用すること。
- (実施団体登録の取消し)

第7条 市長は、実施団体が第5条に定める登録要件を満たさないと認められたとき、又は、実施団体が実施する通所サービスBが第6条に定める実施内容を満たさないと認められたときは、実施団体登録を取り消すことができる。

(利用料の設定)

第8条 通所型サービスBの実施に伴い、事業対象者が負担する利用料については、実施団体が設定する。

(実施報告)

第9条 実施団体は、通所型サービスB事業対象者名簿(様式第6号)を10月及び3月に市長に提出する。

(登録の有効期間)

第10条 登録の有効期間は、登録基準日から3年間とする。登録基準日以降、年度途中で登録された団体は、登録された日から有効期間までの残りの期間とする。

2 登録基準日は毎年度の4月1日とする。

(登録の更新)

第11条 実施団体は、登録の更新を受けようとする場合は、あらかじめ指定した期日までに通所型サービスB実施団体登録申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(団体登録内容の変更)

第12条 実施団体は、登録の内容を変更した場合は、速やかに市長に通所型サービスB変更届出書(様式第7号)を届け出なければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第13条 実施団体は、通所型サービスBの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の3月前までに、通所型サービスB廃止・休止届出書(様式第8号)を市長へ届け出なければならない。

2 実施団体は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に通所型サービスBを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該通所型サービスBに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な通所型サービスBが継続的に提供されるよう、介護予防サービス計画又は介護要望ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の通所型サービスB実施団体その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 同条第1項の届出をした実施団体は、届出に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に通所型サービスB再開届(様式第9号)を市長へ届け出なければならない。

(実地指導等)

第14条 市長は、実施団体が実施する通所型サービスBが介護予防サービスの一環としてのサービスの水準が保たれていること、市の補助金が適正に利用されていることを確認するため、適宜実地指導を行い運営状況の確認等を行うことができる。

(留意事項)

第15条 実施団体は、次に掲げる点に留意すること。

- (1) 松江市個人情報保護条例(平成17年松江市条例第15号)の規定等を踏まえ、利用者及びその家族の個人情報並びにプライバシーの尊重及び保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 地域包括支援センターと連携を図ること。
- (3) 松江市社会福祉協議会等が実施するボランティア研修を受講し、ボランティアの知識、技術等の維持向上に努めること。
- (4) チラシ・ポスター等で地域住民に周知するよう努めること。
- (5) 通所型サービスBの事業内容、利用料等を事業実施会場に表示するなどの方法によって、参加者が安心して利用できるよう工夫すること。
- (6) 傷害保険・損害賠償保険に加入する等、事業対象者の事故等に備えること。
- (7) 事故発生時には市担当課へ報告するとともに適切な対応を行うこと。
- (8) 事業に従事する者及び参加する者の清潔保持と健康状態の管理に留意すること。
- (9) 食事を提供する際には保健所に所定の手続きを行い、衛生管理に留意すること。

(10)茶菓等を提供する際には衛生管理に留意すること。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年松江市告示第 218 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年松江市告示第 124 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。